

平成21年12月22日:健康食品の表示に関する検討会ヒアリング

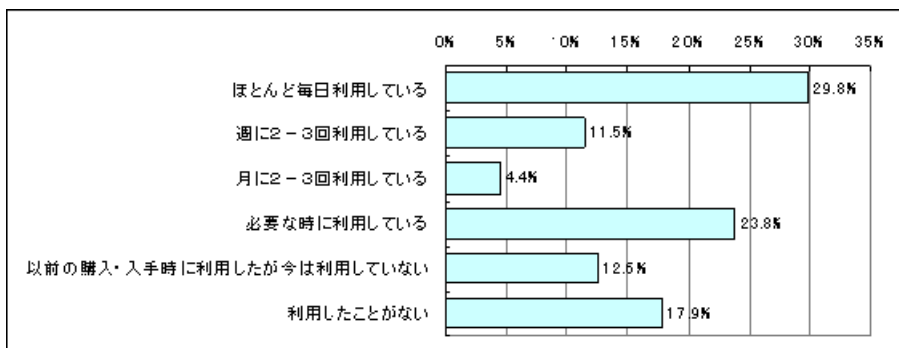
健康食品の課題と 日本栄養士会の取組

社団法人 日本栄養士会



健康食品の利用状況からみた問題点

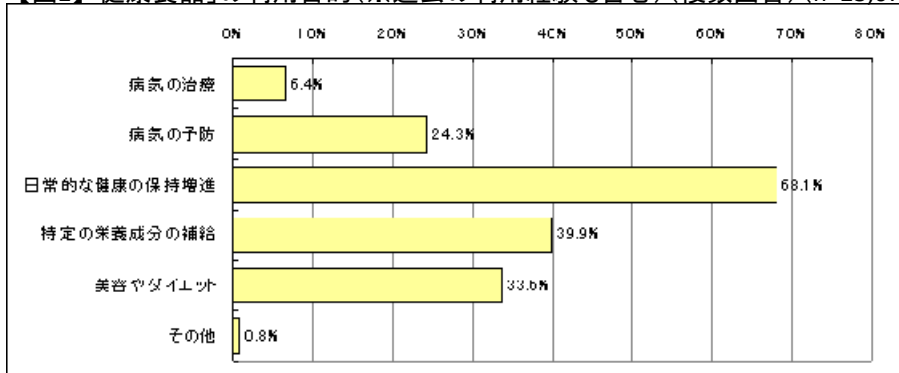
【図1】「健康食品」の利用状況(n=28,818)



国民の多くに利用経験があり、**日常的な食品**となってきた。

3割が毎日利用しており、その**品質による影響は大**である。

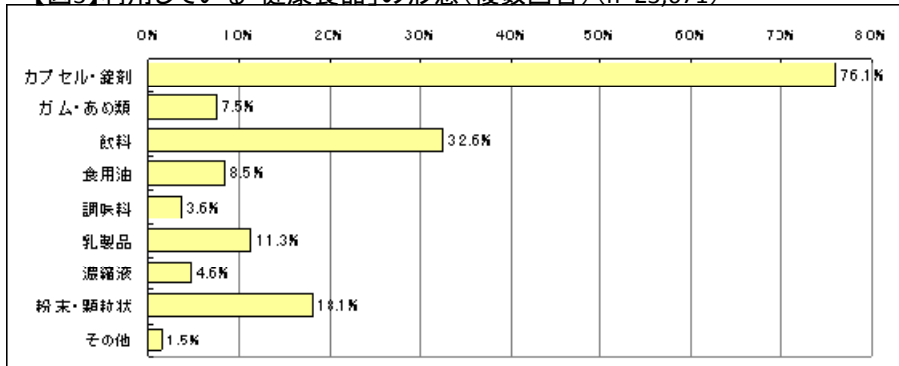
【図2】「健康食品」の利用目的(※過去の利用経験も含む)(複数回答)(n=23,671)



3割が利用目的として、病気の治療や予防をあげており、**治療の機会を逸する**恐れがある。

カプセル・錠剤タイプが76%と圧倒的に多く、**形態による誤認や過剰摂取**につながりやすい。

【図3】利用している「健康食品」の形態(複数回答)(n=23,671)



健康食品利用に関するトラブルとして、「期待していた効果が得られなかった」が39.6%、「体調が悪くなった」という回答は6.4%あり、利用頻度、目的、形態と関連がうかがえる。

健康食品の課題と対応策

- 1 安全性の確保は最重要課題
- 2 健康不安を持つ者に対する販売促進が常態化しているのではないか。
- 3 期待する効果と実際に得られる効果とのかい離(危害の可能性もある。)
- 4 玉石混交の健康食品を整理

食品としての安全性の確保

医薬品への誤認誘導を防ぐ

- ・医薬品的な形態(カプセル・錠剤)の危険性
- ・医薬品的な効果を期待

品質保証(原材料・機能成分)

形態や濃縮等についての規制

検査・監視指導体制の強化

有効性の担保

食品と表示・広告内容にかい離がないか

含有成分と機能表示の基準が必要

適正表示

適正広告

表示・広告等への監視体制の強化

(例)健康増進法第32条の2(虚偽誇大表示の禁止)
製造者及び広告主に健康保持増進効果の
証明責任を課す。

適切な情報提供と見極める力

情報提供

普及啓発の推進

安全性・有効性の担保



監視指導の強化

特定保健用食品
(個別評価、規格基準)

栄養機能食品
(規格基準)

いわゆる健康食品
(基準なし)

管理栄養士・栄養士が栄養指導の
一環として情報提供

業界の自主基準(ごく一部)

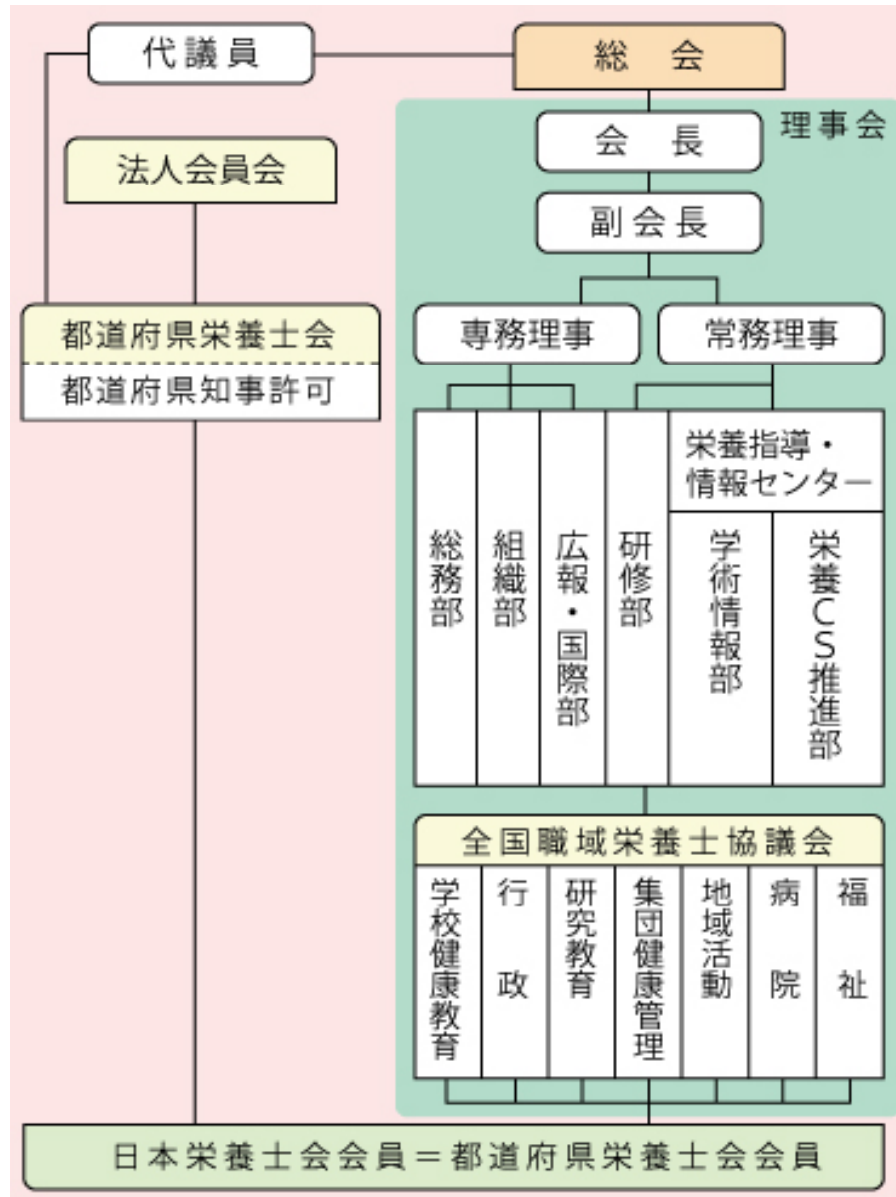
情報

- 1 国立健康・栄養研究所ホームページ
「健康食品」の安全性・有効性情報・機能性食品因子データベース・
「特別用途食品」栄養療法エビデンス情報
- 2 厚生労働省ホームページ(食品の安全性情報)
- 3 食品安全委員会ホームページ
- 4 その他

健康食品そのものの情報が必要
(原材料・有効成分・機能等)
危害情報の早期提供(疑いから確定まで)

国民への適切な情報提供
真に良質・有効な健康食品
健康食品の適正利用

(社)日本栄養士会の組織と活動



任意団体 昭和20年 5月21日設立
 社団法人 昭和34年11月13日許可

管理栄養士・栄養士で組織する専門職能団体
 会長：中村 丁次
 (神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部長)

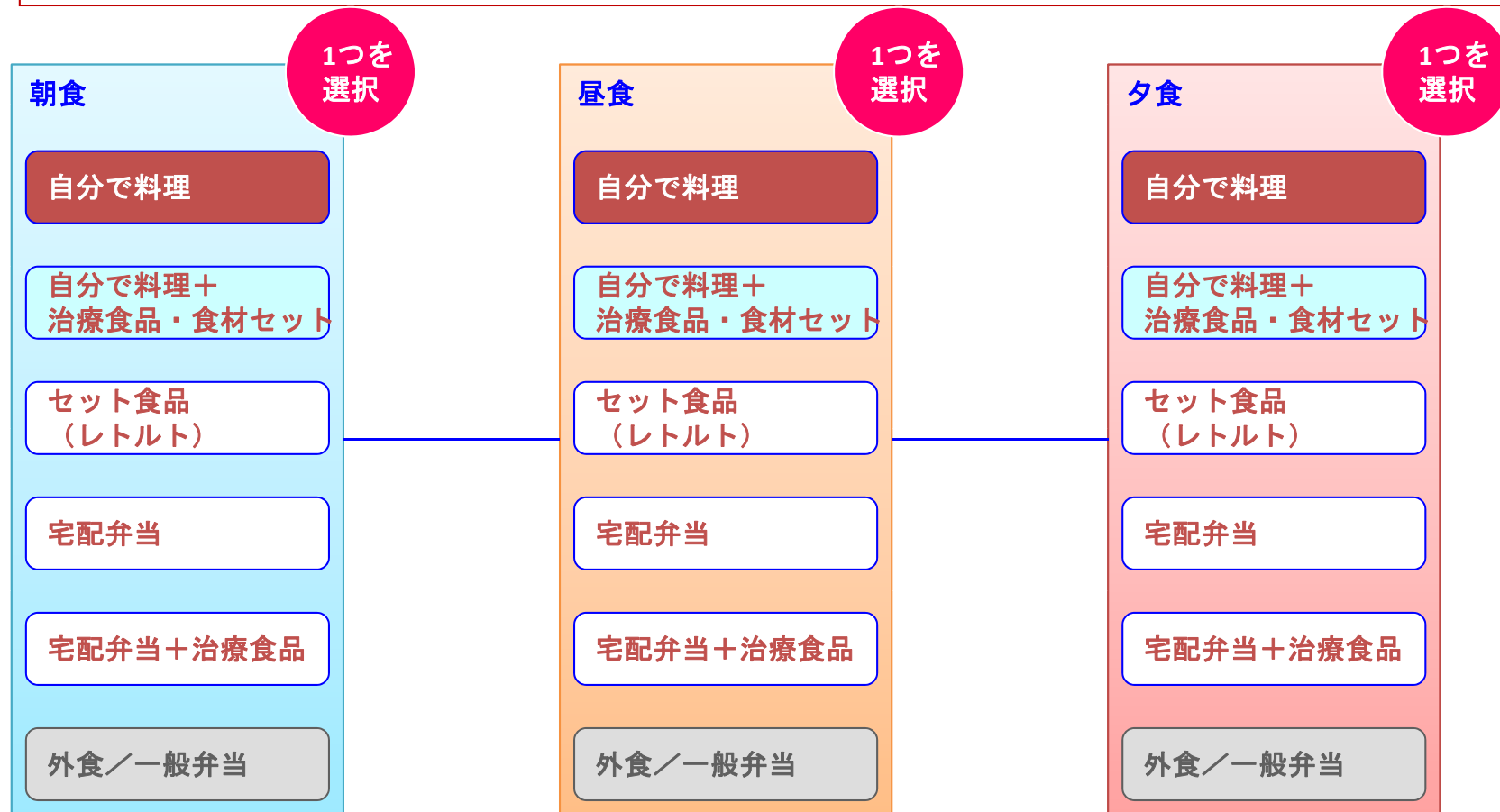
会員数： 58,452名(平成20年度)

| | | |
|----|--------|---------|
| 内訳 | 学校健康教育 | 4,860名 |
| | 行政 | 3,973名 |
| | 教育研究 | 2,666名 |
| | 集団健康管理 | 2,060名 |
| | 地域活動 | 10,027名 |
| | 病院 | 22,117名 |
| | 福祉 | 12,749名 |

日本栄養士会の取組

「食事療法用宅配・通販食品の認証制度」構築を検討中

在宅療養者の食事療法を支援するため、民間事業者が製造・販売する糖尿病・腎臓病等食事療法用食品について、国が定めた「食事療法用宅配食品等栄養指針」（平成21年4月1日食安発第0401001号）に適合したものを認証する。



※ご利用者の生活スタイルに合わせた食事療法の組合せを栄養指導において行う

〔 認証制度イメージ(案) 〕

